

選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)

第7号 平成26年9月29日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県選挙管理委員会内

TEL:099-286-2237

FAX:099-286-5517

mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



権利と義務を伝えた出前授業

去る7月31日、県内初となる大学での出前授業を鹿児島大学教育学部の学生約300名を対象に実施しました。

今回の参加者は、教師を目指す方が大半を占めていました。選挙において投票する**権利**と、将来、学校教育の現場で政治や選挙を教える**義務**が生まれることを改めて認識する機会となったようです。

アンケートには、「投票方法を知らなかったが今回の授業で、選挙があっても安心して投票できる」や「どんな人でも投票ができる工夫がされていて選挙に関する平等性を実感した」、「教師になる者が政治に無関心ではいけないので、まずは私たちが政治学習を行う必要がある」、「政治への関心を高めることが鹿児島の選挙の投票率を上げることに繋がると思う」などの意見等がありました。



模擬選挙では「鹿児島県知事選挙」に見立てて、学生投票率100%をめざす会の会員が立候補しました。(左上)

また、実際の機材を鹿児島市選挙管理委員会の協力により会場内に設置し、投票を行いました。(左下)

学生代表の方は選挙管理委員会と協力して開票作業も行いました。(右下)



平成27年度の出前授業実施校を募集します

鹿児島県明るい選挙推進協議会は、平成27年度の出前授業実施校を募集しています。

実際の選挙で使用する投票機材を用いた模擬投票体験や選挙管理委員会による投票方法の説明、選挙講話などを行っています。

実施を希望する場合は、県選挙管理委員会まで御連絡ください。



国民投票法改正～18歳投票権～

平成26年6月20日に「日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行されました。このうち、投票権年齢に関する改正のポイントは以下のとおりです。

- ① 改正法施行後4年を経過した日(平成30年6月21日)以後にその期日がある国民投票の投票権年齢は、満18年以上となる。
- ② この法律の施行後速やかに年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権年齢と選挙権年齢の均衡を勘案し、各種法律の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる。

<注意>

今回の法改正はあくまでも国民投票の投票権年齢の引下げに関するものです。②のとおり選挙権年齢の引下げは今後検討されることになっています。



学生の選挙権について



地方選挙(国政選挙以外)では、20歳以上の日本人でも投票ができない場合があります。

地方選挙で投票をするには年齢、国籍の要件以外に加えて、**引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する**必要があります。(生活の本拠となっていないといけない。)

この条件を満たし市町村の選挙人名簿に登載されて初めて、地方選挙の選挙権を得ることができます。

さて、ここで学生の方に注意していただきたいことがあります。

大学や専門学校に就学するために親元等を離れて暮らしている場合、特別な理由がない限りは「寮や下宿先など」が学生の住所とされています。(最高裁判所の判例)

そのため、寮や下宿先のある市町村へ住民登録をしていない場合は、親元等の市町村でも寮や下宿先などの市町村においても選挙権を有しないことになります。

自分の暮らす地域の選挙で投票するためにも、必ず住民登録をしましょう。